

8 川 情 個 第 2 5 号
令和 8 年 1 0 月 8 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和 7 年 1 2 月 1 7 日付け 7 川総コ第 1 2 3 号で諮問のありました、公文書開示請求に対する開示拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 0 8

【316号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の公文書開示請求に対する拒否処分を取り消し、開示請求に係る対象公文書のうち「項目 No.」及び「項目名」部分を開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年4月17日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「川崎市が平成29年度に実施した『市外に転出した子育て世帯に対する住まいのアンケート調査』の回答結果について、集計前の元データ」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書を平成29年度に実施した「市外に転出した子育て世帯に対する住まいのアンケート調査」の集計前のエクセルデータ（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、その情報については、条例第8条第4号柱書に該当することを理由として、令和7年5月1日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年5月8日付け審査請求書で、本件処分の取消し、及び可能な限り広範な開示を求めて、審査請求を行った（当審査会諮問第316号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和7年5月8日付け審査請求書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は内部で保有するあらゆる情報について開示請求を受けることが想定され、条例で公開の在り方を定めている。実施機関がアンケート依頼文に「集計を再委託したり、開示請求を受けたりした場合はこの限りではない」という説明を入れておかなかったのは単純に実施機関の落ち度であり、開示を拒否する理由にはならない。開示請求を受ける可能性をアンケート回答者に説明しないまま、開示請求を受けたのであれば、実施機関は回答者に説明し、理解を得た上で公開に向けて事務を進めるべきである。また、実施機関は、開示にあたっては、条例第8条第1号の「個人に関する情報」に該当するかを検討すべきであるが、拒否通知では条例第8条第1号が理由として記載されておらず、検討すらされていない可能性が高く、この点も不当である。
- (2) 条例の前文に書かれている「一層開かれた市政の実現」のためには、実施機関が持つ情報は原則として公開すべきであり、アンケートの元データの公開は、「市による分析が正しく行われているか」、「改竄等がされていないか」を市民の目で検証するだけでなく、EBPMの観点から市議会議員を含む市民による政策提案に生かすためにも重要なことである。アンケート依頼文のような市が作成する任意の文書と、議会の審議を経て決した条例では、条例が優先されるべきである。

【316号】

もし、アンケート依頼文の注意書きによって条例の趣旨が事実上、「上書き」できてしまうのだとすれば、条例は死文化したのと同義であり、そのような裁量的行政は許されてはならない。よって「依頼文に書いてあるから、開示請求を拒否できる」との判断は不当である。

- (3) 実施機関が開示拒否の根拠とした条例第8条第4号について、市が作成している「情報公開ハンドブック（令和5年度改訂版）」（以下「ハンドブック」という。）では、「『適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』に該当するかどうかを判断するに当たっては、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。」と説明されている。実施機関が請求人に交付した拒否通知書には、市民がアンケートに協力しなくなる蓋然性に関する具体的な説明はなく、あくまで印象を提示しただけにとどまっている。一方で、実施機関は近年、オープンデータの観点から、アンケート回答の元データをホームページに掲載する取り組みを進めており、直近で行われた別のアンケートにおいては、「個人が特定できるような形で公表することはない」と注釈を加えた上で、元データを全てホームページに掲載している。当該アンケートの公開姿勢と本件処分は、同じ川崎市の決定として明らかに矛盾しており、行政運営の一貫性、安定性に疑問符が付く結果となっている。対象文書は平成29年度のものであるので、オープンデータの観点が抜け落ちている可能性はあるが、対象文書に個人を特定できる情報が含まれているのか、含まれているとすれば条例第8条第1号に該当するかを検討し、個人情報部分を黒塗り処理した上で開示決定をすべきである。

4 実施機関の主張要旨

令和7年9月26日付け弁明書によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「『集計を再委託したり、開示請求を受けたりした場合はこの限りではない』という説明を入れておかなかったのは単純に市の落ち度であり、開示を拒否する理由にはならない。」との主張について

本件対象公文書は、世帯構成、世帯主や配偶者の年齢や年収、転居前後の住宅地の所在地、住宅ローン返済年額や家賃月額、転居のきっかけや理由、今後の居住予定などの情報であり、これらをアンケートにおいて収集するにあたり、仮に審査請求人が述べるような「情報公開請求を受けたりした場合はこの限りではない」といった趣旨の説明を入れたならば、アンケート結果が公になることをおそれて回答をためらうなど、アンケートへの協力が得られにくくなり、十分な標本数が集まらない可能性がある。なお、請求人は「再集計するために委託先を変えて生データを分析し直したり」する可能性について述べているが、集計を外部に委託する場合は受託者に当然に守秘義務を課すものと考えられることから、この点の主張は、本件処分を取消しする理由とならない。

【316 号】

- (2) 「開示請求を受ける可能性をアンケート回答者に説明しないまま、開示請求を受けたのであれば、市は回答者に説明し、理解を得た上で公開に向けて事務を進めるべきである。」との主張について

本件処分は条例第8条第4号柱書に該当するものとして行ったものであるが、開示・非開示の判断は条例第8条各号の該当性によって決定されるものであり、条例は開示請求に係る公文書の公開に関し、文書に記載されている者に説明し理解を得るなどの義務を実施機関に課しているものではない。なお、実施機関は本件処分に至るまでの判断として、本調査の集計結果を市ホームページ上で公表していることから、条例第10条に基づく公益上の理由による裁量的開示の必要性はないと判断しているものである。

- (3) 「『依頼文に書いてあるから、開示請求を拒否できる』との判断は不当である。」との主張について

本調査は、調査対象者に「回答は全て統計的に処理する」、「個人が特定されたり、他の目的で使用することはない」旨を調査依頼文中で示した上で実施しているものであるが、これは本調査の結果が実施機関の今後の施策の判断材料となるものであり、実態に即した回答である必要があることから、回答者が不安から事実と異なる回答を行い、結果の真実性・正確性に疑義が生じないようにするために記載しているものである。したがって、開示により、回答していただいた方の信頼を損なえば、今後、実施機関が実施する他のアンケートに対して市民に協力を拒否されたり、虚偽の回答がなされる可能性も否定できず、実施機関の事業実施の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号柱書に該当するものとして、本件処分としたものであり、請求人の主張する「依頼文に書いてあるから、開示請求を拒否できる」ことを理由とするものではない。

- (4) 「市民がアンケートに協力しなくなる蓋然性に関する具体的な説明はなく、あくまで印象を提示しただけにとどまっている。」との主張について

本調査は調査対象者に「回答は全て統計的に処理する」、「個人が特定されたり、他の目的で使用することはない」旨を調査依頼文中で示した上で実施しており、本件対象公文書の公開を前提としていないため、開示により、回答していただいた方の信頼を損ない、今後、市が実施する他のアンケートに対して市民の協力が得られにくくなることも想定され、市の事業実施の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号柱書に該当するものとして、本件処分としたものである。

- (5) 「対象文書に個人を特定できる情報が含まれているのか、含まれているとすれば条例第8条第1号に該当するか検討し、個人情報部分を黒塗り処理した上で開示決定をすべきである」との主張について

条例第8条第1号では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合、開示義務から除かれることが規定されており、ハンドブックでは、その例として「カルテ、反省文などそれ自体に氏名等の記載がなく個人識別性がない場合

【316号】

であっても、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報であるとき」が挙げられている。本調査の項目には、「市外転出の時期」に関する問い（問1）、「世帯の状況」に関する問い（問2から問19まで）及び「転居前後の居住状況」に関する問い（問20から問30まで）などが含まれるところ、これらに対する回答において、個人の特定に役立つ有力な情報や特定の個人の識別に至らなくとも、個人の人格と限りなく密接する情報が含まれることになる。このことから実施機関は、本調査の回答、ひいては本件対象公文書が条例第8条第1号に該当することを考慮した上で本調査を実施しているものである。よって、実施機関としては、本件対象公文書には条例第8条第1号に該当する情報が含まれているものと考えているところだが、まず、本件処分に当たっては本件対象公文書の性質上、文書全体が条例第8条第4号柱書に該当することから、これを理由として記載したものである。

5 審査会の判断

（1）条例第8条第4号柱書該当箇所について

条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、……次の各号に掲げる情報……が記録されている場合を除き、……当該公文書を開示しなければならない。」と定め、第4号柱書は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより、……当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げている。

本件対象公文書は、実施機関が無作為抽出した世帯を対象に実施したアンケート調査の各設問及びそれらに対する回答の集計前のエクセルデータであり、回答部分には、世帯構成、世帯主や配偶者の年齢や年収、転居前後の住宅地の所在地、住宅ローン返済年額や家賃月額、転居のきっかけや理由、今後の居住予定などの情報が含まれている。

このように、本件対象公文書の回答部分には、極めて個人的かつ具体的な情報が含まれていることから、これらを組み合わせると、回答した個人が特定あるいは推測できるおそれがある。仮にこのような情報が公開されるとすれば、実施機関に対する回答者の信頼が損なわれ、今後、実施機関が実施する他のアンケートに対する協力が得られにくくなることが想定されることから、「市の機関……が行う事務又は事業……適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものといえる。

この点、審査請求人は、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される」ところ、実施機関は、「あくまで印象を提示しただけにとどまっている」と主張する。

しかしながら、アンケートは、実施に際し、「回答は全て統計的に処理する」「個人が特定されたり、他の目的で使用することはない」旨を調査依頼文中に示した上で実施しており、そのため、回答者は、個人が特定できる形で使用されることはないことを前提に、真摯に回答し、個別の「意見」欄に、極めて個人的な内容

【316 号】

についても回答しているものと考えられる。そうであるにも関わらず、仮に、本件対象公文書の回答部分が開示されれば、調査実施者である実施機関と回答者との信頼関係が損なわれ、今後、実施機関が同様のアンケートを実施しようとした際に、データが開示されることを危惧する回答者が調査への協力を拒否したり、真実とは異なる回答をしたりする可能性が否定できず、ひいては調査により得られた結果の真実性・正確性に疑義が生ずることになる。

したがって、本件対象公文書の回答部分を開示することによる事務又は事業への「支障」の程度は実質的なものであるといえ、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても法的保護に値する蓋然性が認められるといえる。

以上より、本件対象公文書のうち、回答部分を条例第8条第4号柱書に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 一方、本件公文書のうち、回答部分を除く設問部分である「項目 No.」及び「項目名」については、実施したアンケートに一律に記載されていた内容に過ぎず、回答者の個人的な情報は含まれていないことから、開示しても、上記のような支障はないと考えられる。

(3) その他、審査請求人は縷々述べるが、それらの主張は、いずれも当審査会の判断を左右しない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	板 垣 勝 彦
委 員	田 所 美 佳
委 員	本 間 春 代
委 員	吉 岡 郁 美